

令和3年2月19日

泉南市議会議長

澁谷 昌子 様

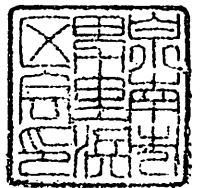
樽井第2駐輪場の存続に関する請願書

請 願 人

泉南市男里7丁目29番20号

男里浜区長

小寺 俊治



紹 介 議 員

泉南市議会議員

竹田 光良



樽井第2駐輪場の存続に関する請願書

1. 請願の要旨

泉南市市民生活環境部が2020年12月に公表した「泉南市駐輪場有料化計画」においては、その基本方針の一つとして「借地駐輪場の返却」が示されており、借地上で運営されている樽井第2駐輪場は廃止の対象とされております。

しかしながら、樽井第2駐輪場が廃止されますと、第2項(請願の理由)に記したとおり、同駐輪場の利用者はいうまでもなく、樽井第1、第3、第4駐輪場の利用者、さらには通行車両や近隣住民にとっても、取り返しのつかない重大な支障(弊害)が生じるおそれが非常に高くなるのであります。

したがって、樽井第2駐輪場の廃止計画を見直し、今後とも同駐輪場を存続させていただきますよう、ここに請願するものであります。

ところで、請願人は上記計画に対して全面的に反対しているものではありません。有料化、合理的根拠のある統廃合、民間事業者の活用などの基本方針については、賛同する立場であります。ただ一点、樽井第2駐輪場の廃止計画の見直しについてのみ、要望しているのです。

なお請願人は、泉南市が借地料を実質的に負担することなく、樽井第2駐輪場を存続させる方法を検討し、その概要を添付資料④(別紙)に記載しておりますので、ご参照いただきますよう、合わせてお願い申し上げます。

2. 請願の理由

(1) 第1・第3・第4駐輪場への移動が極めて危険であること

① 府道250号線の樽井駅前交差点を通過する場合

樽井駅前交差点は、交差点内に2本の電柱が大きくはみ出しているため円滑な通行が妨げられ、特に通勤・通学の時間帯には車両の通過(通り抜け)が非常に困難であることが、かねてよりよく知られています。

さらにそこへ、第2駐輪場を利用していた大量の自転車が新たに殺到し、赤信号時の停止(滞留)と青信号時の一斉発進という危険な状況が毎日繰り返され、交通事故が発生する恐れが否定できません。

② 線路沿いのルート(車道または歩道)を利用する場合

樽井駅前からロータリー方面へ向かう車道は、一方通行の一車線で極めて狭く、そこを自転車で移動するとなれば、タクシーや送迎用マイカーに背後から常に迫られ、追突・接触の危険にさらされることになります。

また、危険な車道を避けて歩道を利用するとしても、歩道もまた極めて狭く(ロータリー近くの最小幅は約2m)、駐輪場へ行く東向きの自転車と樽井駅へ行く西向きの歩行者とが、歩道上で真正面からもろに対向することとなつてすれ違いが困難となり、接触事故も予測されます。

(2) 第2駐輪場の自転車を第1・第3・第4駐輪場で収容しきれないこと

請願人が、2020年12月中旬に第2駐輪場の利用台数(バイクを含む)を現地で数えると約450台でした。

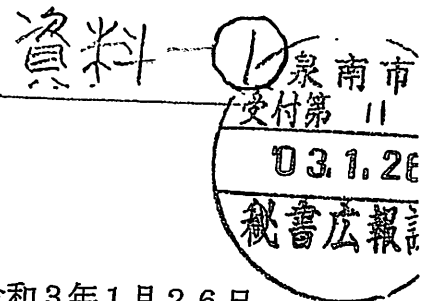
他方、第1駐輪場はほぼ満杯、第3駐輪場は約半分の利用状況で、現在は未使用の第4駐輪場を加えても、さらに450台も受け入れる余力がないことは一目瞭然であります。

その結果、利用者間での駐輪スペースの奪い合いが生じ、あぶれた自転車によって、樽井駅周辺に大量の違法駐輪(自転車の放置)が発生する事態が容易に想像されます。

3. 添付資料

- ① 男里浜区長、男里区長、馬場区長、樽井区長の連名で、令和3年1月26日に泉南市長へ提出した陳情書の写し。
- ② 上記陳情書に添付した1,545名の署名簿表紙と署名見本の写し。
- ③ 樽井駅の周辺図面
- ④ 別紙(請願人が提案する樽井第2駐輪場の存続方法の一例)

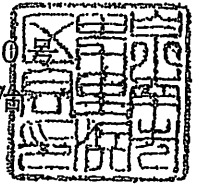
以 上



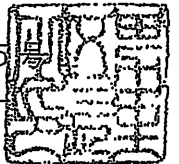
泉南市長
竹中 勇人 様

令和3年1月26日

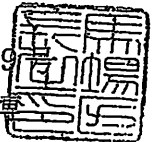
泉南市男里7丁目29番20号
男里浜区長 小寺俊治



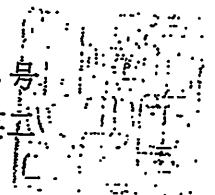
泉南市男里3丁目15番35号
男里区長 竹中正一



泉南市馬場1丁目13番29号
馬場区長 山本 博



泉南市樽井6丁目22番3号
樽井区長 吉嶋英一



樽井第2駐輪場の存続陳情書

泉南市市民生活環境部から、「泉南市駐輪場有料化計画について」と題する資料が2020年12月付で公表され、それによりますと、「樽井第2駐輪場」を廃止して、東洋クロス横の高架橋下付近にある第1・第3・第4の駐輪場へ集約するとの方針が示されております。

しかしながら、当区区民が樽井駅で乗降する場合は、ほぼ全員（樽井区においては相当数）が第2駐輪場を利用しており、仮にこの方針どおりに第2駐輪場が廃止されますと、

- (1) まず、当区区民が第1・第3・第4の駐輪場を利用する場合に、
 - (イ) 府道250号線を経由して駐輪場へ行こうとすれば、信号のある交差点で多数の自転車の停止（滞留）と一斉発進が生じ、車両の円滑な交差点通過が妨げられるうえ、自転車・車両間の接触事故という極めて危険な事態が発生するおそれがあります。

- (ロ) 駅前を通り過ぎ歩道を経由して駐輪場へ行こうとすれば、逆方向から樽井駅へ向かう歩行者と歩道上でもろに対向することとなり、最も狭い箇所では幅2m程しかない歩道上での円滑なすれ違いが極めて困難となり、自転車・歩行者間の接触事故が発生するおそれがあります。
- (2) 次に、第2駐輪場に駐輪されている全ての自転車を、第1・第3・第4の駐輪場に収容することはできません。男里浜区では、昨年12月15日(火)と16日(水)に、第2駐輪場に駐輪されている自転車・原付バイクの台数を数えましたところ、430台と450台でした。
コロナ禍や私立学校の事実上の冬休み状態による一時的減少を勘案すると、第2駐輪場の実際の利用台数は500台を超えると推定されます。
第1・第3・第4駐輪場の現地を視察し、歩測等で面積を試算しましたが、その広さ(駐輪可能台数)では500台もの自転車を全て収容することは、物理的に不可能であることが明らかです。
- (3) さらに、現在の第2駐輪場の利用者は駅前を一旦通り過ぎたうえで、駐輪場から樽井駅へ折り返してくる必要が生じるため、その往復分を合計すると、総移動距離が現在より約500m(時間に換算すると約6分)長くなり、大きな負担増を強いられることが避けられません。

泉南市におかれましては、第2駐輪場が廃止された場合の上記(1)～(3)の重大な問題点を真摯にご検討いただき、樽井第2駐輪場を廃止する計画を見直して、現状どおり存続していただきますよう、ここに賛同者の署名簿を添えて、陳情する次第であります。

(注) 樽井区が「樽井第2駐輪場」の存続を要望する理由は、上記(1)であります。

樽井第2駐輪場の存続要望署名簿
(その3)

2021年1月26日現在

小計192名／1～3累計1,545名

男里浜区

見本

泉南市長 竹中 勇人 様

私は、樽井第2駐輪場の存続陳情に賛同し、ここに署名致します。

= 樽井第2駐輪場の存続陳情への賛同者署名簿 =

No	住 所	氏 名
1	泉南市男里 7-16-4	小寺 俊治
2	泉南市男里 7-16-4	小寺 佐喜子
3	泉南市男里 7-16-26	馬飼野 四郎
4	泉南市男里 7-16-26	馬飼野 守
5	泉南市男里 7-16-26	馬飼野 好美
6	泉南市男里 7-16-26	馬飼野 綾香
7	泉南市男里 7-16-26	馬飼野 管理
8	泉南市男里 7-16-25	北裏 弘子
9	泉南市男里 7-16-24	蟻道 和三
10	泉南市男里 7-16-24	蟻道 美江

(97) 枚目、署名者累計 (208 名)

別 紙

請願人が提案する樽井第2駐輪場の存続方法の一例

- (1) 泉南市が、第2駐輪場用地の借地を継続する。なお借地契約には、泉南市が駐輪場運営業者へ用地を転貸することができるという特約条件を付ける（泉南市は従来どおり地主に借地料を払う）。
- (2) 泉南市が、入札によって選定した駐輪場運営業者に用地を転貸する（泉南市は、運営業者から用地の転貸料（地代）の支払を受けることにより、その差し引きで借地料の実質的負担を免れる。なお、入札条件として、転貸料の最低入札価格を設定しておいて、借地料の持ち出しを回避する）。
- (3) 落札業者により「樽井第2駐輪場」が運営され、同駐輪場の利用希望者は使用が継続できる。

歩道
車道

橋井駅

電柱

